

平成24年度において発生した体罰事故に係る事故報告書や、北海道体罰防止対策連絡会議において、各教育関係団体からいただいた意見等に基づき、体罰が発生した要因や、体罰が学校の管理職員に報告されなかった要因などについて分析を行い、次のとおりとりまとめた。

## 1 体罰が発生した要因（教職員の認識として）

### (1) 間違った教育観や指導観を要因とするもの

- ・ 厳しい指導として、ある程度の体罰は必要であるとの認識
- ・ 生徒のやる気を出すための有形力の行使は必要であるとの認識

### (2) 児童生徒理解力や生徒指導力の不足を要因とするもの

- ・ 口頭での指導が通じず、有形力の行使に至ったもの
- ・ 生徒の行為に感情的になった（カッとなってしまった）もの

## 2 体罰事故が報告されなかった主な要因

### (1) 教職員の認識としての課題

#### ① 体罰とは認識しなかったため報告されなかったもの

- ・ 自身の行為が体罰ではないと判断したもの

#### ② 体罰と認識していたが報告しなかったもの

- ・ 自身の行為は指導の範囲内であると判断した（多少の体罰は許される）
- ・ 体罰を行った児童生徒や保護者に謝罪し・理解を得たことから、問題が解決したと考え、報告は要しないと判断した

### (2) 保護者・児童生徒の意識としての課題

#### ① 児童生徒が自身の指導と捉え、体罰とは認識されなかったもの

- ・ 自分（児童生徒）が悪かったため必要な指導と認識したもの

#### ② 教員の指導を容認したもの

- ・ 厳しい指導はある程度必要であるとの認識

#### ③ 学校に対して意見等を言いづらいとの意識

- ・ 子どもが不利益を受けることをおそれて学校に意見等を言えない意識

### (3) 学校の体制としての課題

#### ① 指導の場面から

- ・ 個室（教室・グラウンド）での指導が多く、他の職員から認識されにくい

#### ② 学校の体制として

- ・ 他の教員の行為について管理職に言いづらい教員の意識
- ・ 体罰に関して児童生徒や保護者等への確認機会等の不足、保護者への啓発
- ・ 教職員への研修機会の充実

1 体罰が発生した要因（教職員の認識として）

(1) 間違った教育観や指導観を要因とするもの

- ・ 厳しい指導として、ある程度の体罰は必要であるとの認識

検証事例

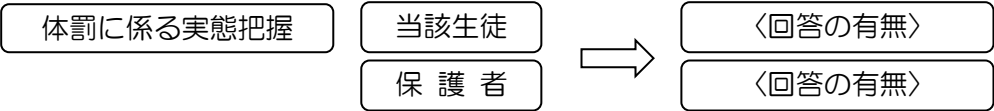
〈 体罰事案の概要 〉  
○ 体罰が行われた場面、場所  
○ 体罰の態様  
○ 体罰に至った経緯  
○ 体罰の程度 など

当該教諭  
の認識

〈 教員は、どのような認識で体罰を行ったのか 〉  
○ 当該教員の心情  
○ 体罰に対する認識 など

生徒・  
保護者  
の認識

〈 児童生徒や保護者は、体罰行為をどう受け止めたのか 〉  
○ 体罰を行った教員に対する心情  
○ 体罰に対する認識 など



分類・区分

〈 体罰に至った要因を区分・分類する 〉

分析内容  
と  
対応策

〈 体罰事案の要因・対応策 〉  
○ 体罰の背景や原因として考えられること  
○ 学校及び保護者等が取り組む対応策  
・ 学校体制に関すること  
・ 管理職の役割に関すること  
・ 教員一人ひとりの努力に関すること

# 1 体罰が発生した要因（教職員の認識として）

## （1）間違った教育観や指導観を要因とするもの

### ・ 厳しい指導として、ある程度の体罰は必要であるとの認識

検証事例	<p>当該教諭は、自校会議室において、他の教員2名から担任する同級生に対する嫌がらせ行為について生徒指導上の面談を受けている同学級の当時1年生男子生徒Aの様子を確認するため、会議室に入ったところ、素直に自分の同級生に対する嫌がらせ行為を認めようとせず、開き直るような態度で、誠意を持って正直に答えていない態度であったことから、感情的になり、胸ぐらを掴んで椅子から床に下ろし正座させ、右の平手で頭部を3回、左頬を1回たたいた。</p>			
当該教諭の認識	<p>日頃から教師に対して、ふてぶてしい態度をとっている当該男子生徒に理解させるためには、単に言葉だけでは理解させることは、できないと思った。普段の教師の言葉を聞き入れない態度、それを改めさせるには、本気の怒りを示す必要があると強く感じた。</p>			
生徒・保護者の認識	<p>体罰を受けた生徒が指導と受け止めて理解していた。 また、保護者は、当該教諭から状況説明や謝罪を受け、理解を示したが、きめ細やかな対応と家庭への連絡を密にするよう当該教諭に要請した。</p>			
	体罰に係る実態把握	当該生徒 保護者	➡	事実として回答 該当なしと回答
分類・区分	独善的な考え方・指導方法			
分析内容 と 対応策	<p>[分析内容] 学級運営の多くが、一人の教員によって運営され、強い責任感などから、自らの力だけで解決しようとする行動がみられた。</p> <p>[対応策等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導が困難な児童生徒には、組織的な対応が必要である。</li> <li>・ 体罰発生時の報告と再発防止の徹底に努める必要がある。</li> <li>・ 怒りを自己コントロールする力の強化が必要である。</li> </ul>			

## 2 体罰事故が報告されなかった主な要因

### (1) 教職員の認識としての課題

#### ① 体罰とは認識しなかったため報告されなかったもの

- ・ 体罰を行った児童生徒や保護者に謝罪し・理解を得たことから、問題が解決したと考え、報告は要しないと判断した。

#### 検証事例

当該教諭は、野球グラウンド整備のため用意した荷物を搬入する際、気を利かせ率先して手伝う当時2年生男子生徒に対し、そばにいるにもかかわらず、搬入作業に気付かず一向に動こうとしない当時1年生男子生徒A及びBに対し、感情的になり、右の平手で左頬をそれぞれ1回ずつたたき、右足で左大腿部をそれぞれ1回ずつ蹴った。

また、当該教諭は、練習試合においてミスを重ね、チームに迷惑をかけたことによる叱咤や気合いを入れる意味合いで、1年生男子生徒Cに対し、右足で左臀部を1回蹴るとともに、野球ボールを腹部に投げつけた。

#### 当該教諭の認識

当該教諭は、常にアンテナを張って積極的、かつ、臨機応変に対応して欲しい思いから感情的になり行った行為について、指導の一環として認識しており、その後生徒や保護者に対して、事情説明や謝罪を通して、双方から理解が得られたことで、指導が完結したと認識した。

#### 生徒・保護者の認識

体罰を受けた生徒が、指導と受け止めて理解していた。  
また、保護者は、当該教諭から状況説明や謝罪を受け、指導に熱が入っただけだと思う。生徒が納得しているのであれば、体罰とは思わないと、理解を示した。

体罰に係る実態把握

当該生徒

保護者



該当ありとして回答

該当ありとして回答

#### 課題

独善的な考え方・指導方法

#### 分析内容 と 対応策

##### [分析内容]

体罰ではなく、厳しい指導という教員の認識があり、体罰と捉えていないため、結果として把握できなかった。

##### [対応策等]

- ・ 管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくりが必要である。
- ・ 部活動の指導状況の把握と助言が必要である。
- ・ 体罰に関する正しい認識と確認が必要である。